## 様式 1

## 申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処	分の名称	さいたま市風致地区内における建築等の行為の許可
根拠条例·規則等名		さいたま市風致地区内における建築等の規制に関する条例
条項		第2条
所	管 部 課	都市局 みどり公園推進部 北部公園整備課(電話:646-3179)
審査基準	基 準 (未設定の場 合 は そ の 理 由)	平成15年4月1日からの基準 ・さいたま市風致地区内における建築等の規制に関する条例に係る事務取扱要綱(平成15年3月3日さいたま市都市計画部長決裁)第3 審査の基準、第4 技術基準及び運用 ・さいたま市風致地区内における建築等の規制に関する条例に係る指導指針(平成15年3月3日さいたま市都市計画部長決裁)2 指導の指針 平成15年3月31日までの基準 ・埼玉県風致地区内における建築等の規制に関する条例に係る許可申請等取扱要綱(平成14年3月22日さいたま市都市計画部長決裁)第3 審査基準、第4 技術基準及び運用 ・埼玉県風致地区内における建築等の規制に関する条例に係る行政指導指針(平成14年3月22日さいたま市都市計画部長決裁)2 行政指導の指針
	設定等年月日	平成14年4月1日設定 平成18年2月15日最終改正
標準処理期	期 間 (未設定の場 合 は そ の 理 由)	<ul><li>14日</li><li>ただし、次の期間は含まない。</li><li>・補正に要する期間</li><li>・執務が行われない市の休日の期間</li></ul>
間	設定等年月日	平成14年4月1日設定 平成15年4月1日最終改正
	備考	